皆さんにとっての平和とは？

平和の特派員の6人に平和とは何かを聞きました。

目黒区平和都市宣言

かつて人びとは、戦火に包まれ悲しい歴史の一ページをつくった。
時は移り、今、平和の尊さをしみじみと思う。青い空、緑の木々。
街には明るいあいさつがかわされ、人びとの顔にほほえみが浮かぶ。
この幸せを再び失ってはならない。
わたくしたちは、地球のすべての人びとともに永遠の平和を築くよう努力する。
この誓いをこめて、目黒区は平和憲法を擁護し、
核兵器のない平和都市であることを宣言する。　　昭和60年5月3日　目黒区

八田侑也さん(中学生)

身近にも起こっているさまざまな社会問題などで、平和は脅かされていると思います。広く「平和」を考えてみることも大切なのではないでしょうか。

勝本茉優さん(中学生)

今、平和学習があるのは、平和ではないからなのではと思います。もし将来、学校で平和を習わなくなったら、平和が当たり前で、本当に平和になったんだと思います。

松本香南さん(中学生)

コロナがはやったことで、行動も制限され、当たり前だと思っていた生活ができなくなりました。自分らしく暮らせることが平和かなと思います。

榊原花菜さん(中学生)

コロナ禍で初めて不自由な生活を強いられ、当たり前と思っていたことが当たり前ではなくなりました。当たり前な日常に感謝したいです。

宮澤裕太さん(高校生)

人間一人ひとり、お互いを尊重し合えれば、いじめもなくなり、ひいては戦争も起こらないで、平穏に暮らせる日が来るのではないかと思います。

山田真維さん(中学生)

二度と戦争で尊い命を失わないために、戦火を生きた人たちから私たちが受け取ったバトンを、今度は次世代へと継いでいかなければと思います。

受験生チャレンジ支援貸付事業　子
高校・大学受験を応援します

問福祉総合課くらしの相談係(☎5722－9249、FAX5722－9062)

受験を控えた中学3年生や高校3年生などがいる世帯に、受験料や学習塾の受講料を無利子でお貸しします。

高校・大学などに入学した場合、申請により返済が免除されます。世帯所得や貸し付け対象となる学校・学習塾などは要件があります。申し込み方法など、詳細はお問い合わせください。

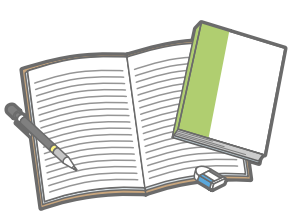

貸付限度額

対象	受験料	学習塾などの受講料
中学3年生またはこれに準じるかた	27,400円 (4校分まで。1校当たり23,000円まで)	20万円
高校3年生またはこれに準じるかた	80,000円 (校数制限・1校当たりの上限なし)	

要件　次のすべてを満たすかた(ほかにも要件あり)
①世帯の生計中心者(20歳以上)
②都内に引き続き1年以上在住(住民登録)している
③父母など養育者の総収入または合計所得を合算した金額が一定基準(下表)以下
④世帯の預貯金など資産の保有額が600万円以下
⑤世帯員が居住している土地・建物以外の不動産を所有していない(不動産所得があると対象とならない場合あり)
⑥生活保護受給世帯でない
⑦暴力団員がいる世帯でない

養育者の総収入(合計所得)の基準額

世帯人数	2人	3人	4人
一般	2,717,000円 (1,722,000円)	3,343,000円 (2,160,000円)	3,864,000円 (2,551,000円)
ひとり親	3,018,000円 (1,933,000円)	3,788,000円 (2,850,000円)	4,415,000円 (2,992,000円)

※世帯人数とは要支援者の養育者と就学中または18歳未満の就労前の子どもの人数
※賃貸物件居住の場合は家賃控除できる場合あり
※5人以上の世帯はお問い合わせください

申込期限　4年1／31(必着)